固定資産税に係る縦覧および閲覧

縦覧制度について

固定資産税（土地・家屋）納税者がほかの土地や家屋の評価額を比較することにより、自己の土地や家屋の評価額が適正であることを確認できるようにするための制度です。

日時　4月1日（水）～30日（木）午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

場所　市税務課窓口（市役所本庁舎3階）

縦覧できる方　牛久市内の土地・家屋における固定資産税納税者とその同居の親族

お持ちいただくもの　保険証・運転免許証など、ご本人であることを確認できるもの、印鑑。代理人の場合は、委任状が必要です。

縦覧できる帳簿　土地の納税者は、平成21年度の土地価格等縦覧帳簿を縦覧できます。家屋の納税者は、平成21年度の家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できます。

記載事項　▽土地価格等縦覧帳簿…所在、地番、地目、地積、価格

▽家屋価格等縦覧帳簿…所在、種類、構造、床面積、価格、建築年

手数料　無料

閲覧制度について

納税義務者などが、固定資産課税台帳のうち自己の資産について記載された部分を見ることができる制度です。

期間　期間の制限はありません。

場所　市税務課窓口（市役所本庁舎3階）

閲覧できる方　①固定資産税の納税義務者とその同居の親族

②土地について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）を有する方

③家屋について、賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）を有する方

④固定資産税の処分をする権利を有する一定の方（所有者・破産管財人など）

お持ちいただくもの

・上記の閲覧できる方のうち①に該当する方…保険証・運転免許証など、ご本人であることを確認できるもの、印鑑

・上記の閲覧できる方のうち②③に該当する方…賃貸借契約書などそれらを証するもの、印鑑

・上記の閲覧できる方のうち④に該当する方…売買契約書・登記済証などそれらを証するもの、印鑑

・上記の閲覧できる方①～④いずれも代理人の場合は、委任状が必要です。

閲覧できる台帳

・上記の閲覧できる方のうち①に該当する方は、所有している土地（家屋）固定資産課税台帳

・上記の閲覧できる方のうち②に該当する方は、当該権利の目的である土地の固定資産課税台帳

・上記の閲覧できる方のうち③に該当する方は、当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地の固定資産課税台帳

・上記の閲覧できる方のうち④に該当する方は、当該権利の対象となる土地（家屋）の固定資産課税台帳

記載事項

・固定資産課税台帳（土地）…所有者の住所、氏名、その所在、地番、地目、地積、価格

・固定資産課税台帳（家屋）…所有者の住所、氏名、その所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

手数料　300円（ただし縦覧期間中の納税義務者は現年度分のみ無料）

※詳しくは、市税務課資産税グループまでお問い合わせください。

問い合わせ　市税務課☎873・2111　Eメール zeimu@city.ushiku.ibaraki.jp

※平成21年度固定資産税・都市計画税納税通知書は、4月17日（金）発送予定です。